BPインベントリー移管手続き

発行者： パートナー事業・事業戦略　事業管理

STS大連センター　HW SME

発行日　：　２００７／１２／０１

更新日　：　２００９／１１／１９

更新日　：　２０１７／０１／２０

更新日　：　２０１７／１０／０２

目　　次

1. 目的 1
2. 適用条件 1
3. 対象システム 1
4. 移管のパターン 3
5. 移管の要件 3
6. 移管実施プロセス 5
7. 営業部門確認項目 8
8. 問い合わせ先 8
9. 添付帳票
   1. BPインベントリー移管申請書　----------------------------------------9
   2. 【FORM1】導入済システムの移管通知書(申請書) -------------------10
   3. 【別紙１】遵守事項 -------------------------------------------------11
   4. 【別紙２】移管対象システム/プログラム一覧 -----------------------13
   5. 【添付１】貴社導入済システムの移管に関するご案内(BP→ IBM)-----14
   6. 【添付２】貴社導入済システムの移管に関するご案内(IBM→ BP)-----15
   7. 【添付３】貴社導入済システムの移管に関するご案内(BP → BP)-----16

1.目的

この手続きは、お客様の導入済システムに対する継続的な支援等（導入済IBMシステムの増設機器・付随するSWやSWMAを含む。）を行うIBM直販営業部、及びビジネス・パートナーの商流を明確にすることを目的とします。また、お客様の要請があった場合、支援活動を行うＩＢＭ直販営業部またはビジネス・パートナーを変更することについて、「IBM」/「VAD」/「SP」/｢SIer｣間の移管手続を、正確かつ迅速に行うためのものです。なお、移管とはシステム装置を含むH/W、OSを含むS/W(SWMAを含む)により構成されるシステム全体について、担当するVAD、SP、SIerまたはIBM直販営業部を変更することをいいます。また当手続きは、BPインベントリー移管に関する事務処理手続きであり、テリトリー制を意図するものではなく、また、特定のお客様を既得「商圏」としてビジネス・パートナーのために保護するためのものでもありません。そのため、お客様サポートの担当をIBM直販営業部/、ビジネス・パートナーのいずれに委託するかまたは委託先の変更については、お客様の判断がすべての事例について優先します。また、お客様システムに対するサポートまたはそれに対する追加注文について、当該システムを導入したビジネス・パートナーに対して優越的地位を与えるものではありません。

2.適用条件

1. お客様が当該SP/SIerに移管することを強く希望していること。
2. 移管先がお客様満足度の維持・向上ができるVAD、SPまたはSIerであること。
3. パートナー同士の移管について直販営業部は干渉をしないこと。
4. 導入済システム(H/W,S/W,SWMA)の該当システム単位での移管すること。
5. 移管は移管先VAD、SPおよびSIerの取扱対象製品のみとすること。

3.対象システム

VAD 、SP、SIerの取り扱えるSWMA(\*1)やESW製品(\*2)を含むCHW製品(\*3)すべてを対象システムとする。インベントリーを持たないCISCO製品やQCOS製品は対象外とする。

\*1：Software Maintenance

\*2：Entitled Software

\*3：Configured Hardware＜用語＞

ディストリビューター

IBMからIBM製品・サービスを調達し、ソリューション・プロバイダー/システム・インテグレーターに再販するパートナー

VAD： バリュ－・ディストリビューター

主にCHW(AAS)製品を取り扱うディストリビューター

SP： ソリューション・プロバイダー

お客様に直接、IBM製品を再販し、サービスを提供するパートナー

SP(T1)： ソリューション・プロバイダー(Tier 1）

IBMから直接IBM製品を調達するソリューション・プロバイダー。

(基本的にIBMの資本が50％以上パートナー、またはｚSystems製品の場合にのみ)

SP(T2): ソリューション・プロバイダー(Tier 2)

IBM製品の調達をバリュー・ディストリビューター経由で行うソリューション・プロバイダー

SIer: システム･インテグレーター

お客様に直接、IBM製品を再販し、サービスを提供するパートナー

主にソリューション開発のためにシステム・インテグレーション・サービスを提供する

SIer(T1): システム･インテグレーター(Tier 1)

IBMから直接IBM製品を調達するシステム･インテグレーター

SIer(T2): システム･インテグレーター(Tier 2)

IBM製品の調達をバリュー・ディストリビューター経由で行うシステム･インテグレーター

パートナー： 上記ディストリビューター、SP、SIerを全て含めた総称

Facing Partner: お客様(End User)に直接対面するパートナー(SPまたはSIer)

4.移管のパターン

移管のパターンは下表1の通りとする。

表１：移管のパターン

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 移管先 | | |
| 直販 | SP(T1)またはSIer(T1) | VAD商流 VAD+SP(T2)またはVAD+SIer(T2) |
| 移管元 | 直販 | N/A | 3 | 7: VAD+ SP/SIer |
| SP(T1)またはSIer(T1) | 1 | 4 | 8:SP/SIerの変更＋VAD |
| 9:VADのみの追加 |
| VAD商流VAD+SP(T2) /VAD+SIer(T2) | 2 | 5:SP/SIerの変更なし (VADが外れるのみ) | 10:VADとSP/SIer両者の変更 |
| 6:SP/SIerの変更 | 11:VADのみの変更 |
| 12:SP/SIerのみの変更 |

ただし、４、５、６、８、９、１０、１１、１２の場合は、実質、直販営業部が関わっていない場合が多く、GB(T1)営業部の承認とする。

5.移管の要件(以降の数字は前述の表1：移管のパターンの表中数字と対応)

1. １～2：IBM直販への移管
   1. 直販から協業を通じて支援を得ても、現行のSP、SIerのお客様の満足を得られるサポートを提供できないことが客観的に判断できること。
   2. 直販によるサポートがお客様にとって最善であることを、客観的に判断できること。
   3. SP/SIer契約が解約となり、次にサポートするSP/SIerが決まらない場合は、パートナー事業からの通知によるお客様の同意に基づき直販営業部へ移管する。
2. 3～6：SP(T1)またはSIer(T1)への移管

以下が適用される移管先のSP(T1)またはSIer(T1)に移管することをお客様が同意すること。

* 1. 移管先のSP(T1)またはSIer(T1)がサポートに必要な取り扱い認定を保持していること。
  2. 移管先のSP(T1)またはSIer(T1)は、移管されるシステム全体を将来にわたり十分にサポートし、お客様の満足度を維持・向上できること。
  3. お客様の要望を満たし、その満足度を維持・向上するうえで営業部のお客様マネージメント上、必要にして止むを得ないと認識されていること。
  4. ただし5の場合は、お客様に対面するSP/SIerの変更はないため、お客様への書簡の送付は不要であり、直販営業部はその他の事務処理のみを速やかに進める。

1. 7～12：VAD+SP(T2)またはVAD+SIer(T2)への移管
2. 移管先のSP(T2)またはSIer(T2)とそのVADの組み合わせが指定ディストリビューターの組み合わせと一致していること。不一致の場合は、別途「指定外」の例外承認を得ていること。
3. 移管先のSP(T2)またSIer(T2)に移管することをお客様が同意すること。
4. 移管先のVADとSP(T2)またはSIer(T2)がサポートに必要なSkillを保持していること。
5. 当該SPまたはSIerに移管することをお客様が同意すること。(9：VADのみの追加及び11：VADのみの変更の場合を除く。)
6. 移管先のVAD+SP(T2)またはVAD+SIer(T2)は、移管されるシステム全体を将来にわたり十分にサポートし、お客様の満足度を維持・向上できること。
7. お客様の要望を満たし、その満足度を維持・向上するうえで営業部のお客様マネージメント上、必要にして止むを得ないと認識されていること。
8. VAD+SP(T2)またはVAD+SIer(T2)の商流へSystem zを移管する場合は、別途Brand事業部長の承認を得ていること。
9. 上表４、５、６、８、９、１０、１１、１２の場合は、直販営業部長の承認ではなく、BP(T1)営業部長の承認を得ていること。
10. 上表9：VADの追加および11：VADのみの変更の場合は、お客様に直接対応するSPまたはSIerの変更はないため、お客様への書簡の発送は不要。
11. 全ての移管の場合で、移管後も請求が見込まれるSWやSWMAについては、適切な変更契約や解約処理が完了もしくは完了が見込まれていること。特に複数年のSWMAについては、移管後直近の更新日までで、移管元が解約(発注をキャンセル)し、移管後直近の更新日から移管元が新たに契約(発注)することが望ましい。

6.移管実施プロセス

一般的な処理概要は以下の図1 処理概要のとおりとする。

ただし、短期間で大量のインベントリー移管が発生する場合は、別途相談に応ずる場合がある。相談先は｢8.問い合わせ先｣を参照。

図1 処理概要



(以下項番の数字は上図(図1：処理概要)中の番号と対応)

図1の1)　受理・移管申請（直販—＞BP、またはBP—＞直販への移管の場合）

直販営業は、パートナーから以下帳票内容を受理し内容を確認する。

1. 導入済システムの移管通知書(申請書)
2. 別紙１：遵守事項
3. 別紙2：移管対象/プログラム一覧
4. 捺印の必要箇所は以下表２及び上記の導入済システムの移管通知書(申請書)の内容を参照

直販営業は、受理した内容に基づき、インベントリー移管承認をNotes mailにて直販営業部長宛に、「BPインベントリー移管処理申請書」上の申請項目で、申請者は当該項目について、全て「はい」で回答できるよう確認し、申請する。「いいえ」が1つでもある場合の承認者は事業部長となる。

図1の2) 承認／否認(直販営業部長)

申請内容を確認のうえ、申請者に承認あるいは否認を回答する。

図1の3) 受理・移管申請(BP—＞BPへの移管の場合)

BP(T1)営業は、パートナーから以下帳票内容を受理し内容を確認する。

1. 導入済システムの移管通知書(申請書)
2. 別紙１：遵守事項
3. 別紙2：移管対象/プログラム一覧
4. 捺印の必要箇所は以下表２及び上記の導入済システムの移管通知書(申請書)の内容を参照

BP(T1)営業は、受理した内容に基づき、インベントリー移管承認をNotes mailにてBP(T1)営業部長宛に、「BPインベントリー移管処理申請書」上の申請項目で、申請者は当該項目について、全て「はい」で回答できるよう確認し、申請する。「いいえ」が1つでもある場合の承認者は事業部長となる

図1の4) 承認／否認(BP(T1)営業部長)

申請内容を確認のうえ、申請者に承認あるいは否認を回答する。

図1の5) 申請結果通知（直販—＞BP、またはBP—＞直販への移管の場合）

直販営業は、直販営業部長からのインベントリー移管の承認／否認の結果を入手する。

1. 直販営業は、インベントリー移管の承認／否認に関わらず、結果を通知する。当該通知には、「導入済システムの移管通知書(申請書)」別紙1および別紙2も含め、パートナーに返送する。
2. IBM(直販)の場合は、該当部門の公印保持者印を「導入済システムの移管通知書(申請書)」のa欄に捺印し返送する。(写しは該当部門にて保存)インベントリー移管の移管申請が否認された場合は、申請元のパートナーに通知すると、処理は完了となる。
3. インベントリー移管の移管申請が承認された場合で、
   * 1. Facing Partnerの変更を伴わない場合は、処理は完了となる。
     2. Facing Partnerの変更を伴う場合は、お客様への書簡(「貴社導入済システムの移管に関するご案内」)の作成が必要になるため、書簡を作成し、送付する。

図1の6) 申請結果通知（BP—＞BPへの移管の場合）

BP(T1)営業は、直販営業部長からのインベントリー移管の承認／否認の結果を入手する。

1. BP(T1)営業は、インベントリー移管の承認／否認に関わらず、結果を通知する。当該通知には、「導入済システムの移管通知書(申請書)」別紙1および別紙2も含め、パートナーに返送する。
2. インベントリー移管の移管申請が承認された場合で、
   * 1. Facing Partnerの変更を伴わない場合は、処理は完了となる。
     2. Facing Partnerの変更を伴う場合は、お客様への書簡(「貴社導入済システムの移管に関するご案内」)の作成についてBP(T1)に依頼する。VAD商流の場合は、VADを経由でFacing Partnerに依頼する。

図1の7)～11) zSystemのSW等がある場合

ｚSystems等の継続的に請求が発生するSWが移管対象インベントリーに含まれ、Facing Partnerの変更を伴う場合は、3者捺印契約の捺印するパートナが変更となるため、契約書の再捺印が必要となる。また、その請求先について十分考慮する必要がある。

図1の10) インベントリー変更処理

大連インベントリー TeamはBP(T1)からの依頼を受理し、インベントリー登録の内容を変更する。

(この処理の終了通知はしないが、この結果を移管先パートナーにてIBM提供のToolで確認することができる。)

図1の11) 書簡作成・送付

直販営業は、書簡(「貴社導入済システムの移管に関するご案内」)を作成し、送付する。

図1の12) 保管＝＞End

直販営業は、作成した書簡にお客様の捺印をいただき、営業部にて保管する。

7.営業部確認項目

1. HW,SW,SWMAのシステム一式が移管され、一部分の移管ではない。
2. 移管元のパートナーへのｚSystemsのSW等の継続的な請求は、当該移管処理後に移管先のパートナーに請求あて先が変更される。
3. 上記2.の場合の割引は移管先のパートナーの仕切りが適用され、直販への移管の場合には、標準価格となる。(SBOが必要な場合は別途承認要)
4. ディストリビューター商流への移管は、指定ディストリビューターへの移管であり、それ以外の場合は「指定外」の例外承認が別途必要となる。

8.業務処理及び問い合わせ先

ビジネス･オーナー： パートナー事業　事業管理

処理プロセス： STS HW SME

個々の業務処理： STS 大連センター Execution(インベントリーTeam)

STS　大連センター BP HW窓口(BPSOL＋)【BPインベントリー移管処理申請書】

Notesメールに以下をコピーの上記載

Subject: BPインベントリー移管処理申請承認依頼（　お客様名　）

宛 先 ： 事業部長/営業部長

------------- Notesメールに以下をコピーの上記載 ---------------

添付の「導入済システムの移管通知書(申請書)」に基づき、インベントリー・データの移管を申請いたします。

お客様名 ：　　　　　　 （C/P No. )

対象システム： 　　　　　　　　　　 システム一式(システムNo. 　　　　)

移 管 元：□ 直販　□　BP名（SP/SIer名： VAD名： ）

移 管 先：□ 直販　□　BP名 (SP/SIer名： VAD名： )

|  |  |
| --- | --- |
| 移 管 理 由： |  |

審 査 項 目：

□移管申請/承認書または移管通知書、および移管対象システム/プログラム表を入手し記載内容を確認した。

□移管先のサポート力が十分であり、かつ将来にわたり移管システムのサポートを行うことが期待できる。

(移管後最低1年は再移管しない)

□移管対象システムに対する受注し引渡していない製品(Order Backlog)の請求は受注時のパートナーに請求される。また報奨金も受注時のパートナーの実績となる。

□IBMからSPまたはSIerに移管する場合、お客様はIBMサポートに代りSPまたはSIerがサポートを行うことを了解している。

□移管先のパートナーは当該製品の取扱い認定を有する。

□移管対象システムに月額/年額払いのS/Wが存在する場合は、移管先のパートナーの仕切り割引が適用される。(ただし、ｚSystemsのOS部分の月額料金の仕切りの割引率はVADとSP/SIerで同一。)

以上

・PDF添付：

・導入済みシステムの移管通知書（申請書）

・別紙1

・別紙2

・申請プロセス：Notesメールにて承認・同意・依頼 (日付印は廃止)

(A) 　 (A) 　 (B) 　 (C)

申請者 承認者 承認者 同意者 処理者(大連インベントリーTeam)

担当営業 営業部長 事業部長 製品事業部長 Dalian Inventory/Japan/IBM に送付

(A)審査項目が全てYES またはN/A (B)審査項目にNOがある (C)ｚSystemsの場合

|  |
| --- |
| 1)BP不同意の場合のBPインベントリー移管に関しては、下記手続きに従って処理のこと。  お客様からお客様満足度上の問題として理由を明示して移管申請があった場合、BPに対し相応の催告期間をおいて改善を要請し、期間内に改善されない場合には、MODのEscalationによる承認後文書により理由を明示してBPに通知し移管する。  2)承認後当申請書一式およびプログラム使用契約書写をへ送付する。 |

------------------------- ここまでコピー　---------------------------

【FORM１】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿御中

【移管先】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(VAD商流の場合以下にVAD記名・捺印)

　 a. 年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　b. 　　　　　年　　　月　　　日

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役 職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　役 職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　　　　氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

**導入済システムの移管通知書(申請書)**

このたび、下記導入済みシステムを移管することになりましたので、ご連絡いたします。移管元と移管先の関係は下表の通りとなります。(下表の１から12のいずれかにチェック。数字の後の()内のアルファベットは記名/捺印欄を示す。)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 移管先 | | |
| IBM直販 | SP(T1)またはSIer(T1) | VAD商流 VAD+SP(T2)またはVAD+SIer |
| 移管元 | IBM直販 | N/A | □3 (a) | □7:SP/SIer＋VAD(a,b) |
| SP(T1)またはSIer(T1) | □1(c) | □4 (a,c) | □8:VADの追加とSP/SIerの変更(a,b,c) |
| □9:VADのみの追加(a,b,c) |
| VAD商流VAD+SP(T2) /VAD+SIer(T2) | □2(c,d) | □5:SP/SIerの変更なし [VADが外れるのみ](a,c,d) | □10:VADとSP/SIer両者の変更(a,b,c,d)) |
| □6:SP/SIerの変更(a,c,d) | □11:VADのみの変更(a,b,c,d) |
| □12:SP/SIerのみの変更(a,b,c,d) |

□移管元と移管先に同一パートナーが含まれるため、両方に記名しますが移管元の捺印を省略します。

□ディストリビューター契約が失効し、Facing Partnerの変更がない場合は、そのFacing Partnerの指定ディストリビューターへの変更は移管元のディストリビューター欄への記名捺印は不要です。

本件移管により、今後は移管先のビジネス・パートナーはIBMと締結済みの契約条件に従い、移管されたシステムに関し、添付【別紙1】の事項を遵守いたします。また、本件移管に関し、お客様の同意を得ていることを申し添えます。ただし、移管先がIBMの場合は、IBMは本件移管を了承します。了承できない場合は理由を以下に明示し、本書簡を返却します。

(□移管不可　了承できない理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

記

導入済システム: 【別紙2】参照

お客様名:

以上

【移管元】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (VAD商流の場合以下にVAD記名・捺印)

c. 年　　　月　　　日　　　　　　　　　　d.　　　　　　　年　　　月　　　日

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役 職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　役 職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　　　　氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【別紙1】遵守事項

**『導入済みシステムの移管通知書(申請書)』の4,6,8,10,12の場合に適用します。**

(パートナーへの移管　お客様に接するパートナーの変更の場合)

移管先SP/SIerは、IBMと契約締結済みの下記契約条件に従い、移管されたシステム(詳細は添付【別紙2】のとおり)に関し、次の事項を遵守いたします。

1) 当該システムのサポートを行い、お客様満足度の維持、向上をはかります。

2) 当該システムに導入済プログラムに関しても、移管先が取り扱うことを認定されているプログラムについては、すべて移管先よりプログラム･サービス等の支援をお客様に対して提供いたします。

3) 移管されたシステムは、移管先の販売実績に算入しないことに同意いたします。

**『導入済みシステムの移管通知書(申請書)』の5,9,11の場合に適用します。**

(パートナーへの移管　お客様に接するパートナーに変更のない場合)

仕入先のディストリビューターを変更いたしますが、今後ともSP/SIerは、IBMと契約締結済みの下記契約条件に従い、移管されたシステム(詳細は添付【別紙2】のとおり)に関し、次の事項を遵守いたします。

1)当該システムのサポートを行い、お客様満足度の維持、向上をはかります。

2)当該システムに導入済プログラムに関しても、移管先が取り扱うことを認定されているプログラムについては、すべて移管先よりプログラム･サービス等の支援をお客様に対して提供いたします。

3)移管されたシステムは、移管先の販売実績に算入しないことに同意いたします。

**『導入済みシステムの移管通知書(申請書)』の1,2の場合に適用します。**

（パートナーからIBMへの移管）

IBMは移管されたシステム(詳細は添付【別紙2】のとおり)に関し、今後の機器の増設およびプログラムを含めサポートします。

**『導入済みシステムの移管通知書(申請書)』の3,7の場合に適用します。**

(IBMからパートナーへの移管)

移管先SP/SIerは、IBMと契約締結済みの下記契約条件に従い、IBMより移管されたシステム(詳細は添付【別紙2】のとおり)に関し、次の事項を遵守いたします。

1. 当該システムのサポートを行い、お客様満足度の維持、向上をはかります。
2. 当該システムに導入済プログラムに関しても、移管先が取り扱うことを認定されているプログラムについては、すべて移管先よりプログラム･サービス等の支援をお客様に対して提供いたします。
3. 移管されたシステムは、移管先の販売実績に算入しないことに同意いたします。

【別紙2】移管対象システム/プログラム一覧

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ハードウェア | | | | | | | |
| 機種／型式 | 台 数 | | 機械番号 | 機種／型式 | 台 数 | | 機械番号 |
|  |  | |  |  |  | |  |
| ソフトウェア(SWMAを含む)  1）移管後に新たな更新を迎えるSWMAが含まれているか？＝＞□Yes □No.  2) 上記1)がYesの場合は  　移管元での解約予定日：　　　　　　　年　　　月　　　日  　及び移管先での注文予定日：　　　　　年　　　月　　　日 | | | | | | | |
| プログラム番号 | | シリアル番号 | | プログラム番号 | | シリアル番号 | |
|  | |  | |  | |  | |

* システムを移管する場合はH/Wのみ、あるいはS/Wのみの移管は行えません。
* 移管元宛への継続的なSWの請求は移管先宛に変更されます。移管先がBMの場合はEnd User宛に請求が変更されます。SBO価格を適用する場合は移管先でのSBO申請・承認が必要になります。

【添付１　IBMへの移管】

年　　月　　日

お客様名

日本アイ・ビー・エム株式会社

事業部長

貴社導入済システムの移管に関するご案内

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

弊社毎々格別のお引立てを賜り有り難く厚くお礼申しあげます。

さて、このたび、弊社ソリューション・プロバイダー(またはシステム・インテグレーター)より貴社にご導入済の下記システムおよび今後の増設予定機器／プログラムのサポートについて弊社に移管させていただきました。

なお、当システム移管に伴い、ご使用中のプログラムに対して適用される契約書も「ＩＢＭプログラム契約書（ソリューション・プロバイダー顧客用）」(または、これと同一内容の他名称契約書)から「ＩＢＭプログラム契約書」 (または、これと同一内容の他名称契約書)へ変更させていただきます。但し、新たに一括払料金の支払い／テスト期間の適用はなく、またプログラムの出荷は行いません。

移管したプログラムに月額または年額料金のプログラムがある場合には、弊社所定の料金にてご請求させていただきますのでご了承下さるようお願いいたします。

また、今後の御用命は弊社に直接下さるようお願い申しあげます。

敬具

記

貴社システムの機種　　　　　　　　　　　　　　　　据付年月日

以上

　　上記了承いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名:

役職名: 氏 名: 印

【添付2 IBM→BPへの移管】

年　　月　　日

お客様名

日本アイ・ビー・エム株式会社

事業部長

貴社導入済システムの移管に関するご案内

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

弊社毎々格別のお引立てを賜り有り難く厚くお礼申しあげます。

さて、このたび、弊社より貴社にご導入済の下記システムおよび今後の増設予定機器／プログラムのサポートについて弊社ソリューション・プロバイダー(またはシステム･インテグレーター)に移管させていただきました。

なお、当システム移管に伴い、ご使用中のプログラムに対して適用される契約書も「ＩＢＭプログラム契約書」(または、これと同一内容の他名称契約書)から「ＩＢＭプログラム契約書（ソリューション・プロバイダー顧客用）」(または、これと同一内容の他名称契約書)へ変更させていただきます。但し、新たに一括払料金の支払い／テスト期間の適用はなく、またプログラムの出荷は行いません。

つきましては、今後の御用命は弊社ソリューション・プロバイダー(またはシステム･インテグレーター)に直接下さるようお願い申しあげます。

敬具

記

貴社システムの機種　　　　　　　　　　　　　　　　据付年月日

以上

　　上記了承いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会社名:

役職名: 氏 名: 印

【添付3 パートナー同士の移管。ただしFacing Partnerに変更がある場合のサンプル】

年　　月　　日

お客様名

移管先のFacing Partner様名

貴社導入済システムの移管に関するご案内

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

弊社毎々格別のお引立てを賜り有り難く厚くお礼申しあげます。

さて、このたび、ソリューション・プロバイダー(またはシステム･インテグレーター)（BP名）様より貴社にご導入済の下記システムおよび今後の増設予定機器／プログラムのサポートについて弊社に移管されました。貴社宛ご案内させていただきます。

また、「ＩＢＭプログラム契約書（ソリューション・プロバイダー顧客用）」(または、これと同一内容の他名称契約書)の担当ソリューション・プロバイダーを上記移管に伴い、読み替えていただくようお願い申しあげます。

つきましては、今後は弊社に直接ご用命下さるようお願い申しあげます。

敬具

記

貴社システムの機種　　　　　　　　　　　　　　　　据付年月日

以上

　　上記了承いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会社名:

役職名:

　 氏 名: 　 印